

地域の偏りを解消する施策～地域振興型産業について～

**対象地域**

**横須賀・三浦地域**（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）

**県西地域**（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）

対象産業	地域振興型産業		
対象業種	<u>製造業（食料品、飲料製造業）</u>		
要件	投資額	大企業	20億円以上
		中小企業	5千万円以上
	雇用要件	大企業	50名以上
		中小企業	10名以上（ <u>賃料補助金については5名以上</u> ）
支援策	補助金	大企業	上限5億円（投資額の <u>3%</u> ） 【特区等利用】 上限10億円（投資額の <u>6%</u> ）
		中小企業	上限5億円（投資額の <u>6%</u> ） 【特区等利用】 上限10億円（投資額の <u>12%</u> ）
	税制措置	不動産取得税の1/2軽減	
	低利融資	<中小・中堅企業（資本金10億円未満の企業）限定> 融資限度額 最大10億円（投資額の80%以内） 融資期間 <u>20年以内</u> （2年以内の据置期間含む）  利率 <u>15年以内 1.2%以内</u> <u>15年超20年以内 1.7%以内</u> 【特区等利用】 利率 <u>15年以内 0.9%以内</u> <u>15年超20年以内 1.4%以内</u>	
	賃料補助金	<県外・国外、外国企業の再投資> 月額賃料の1/3、6か月分（上限600万円） 【特区等利用】 月額賃料1/2、6か月分（上限900万円）	